

を(お)

押えておきたい発達障害の基本

発達障害は、発達障害者支援法によれば「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

※ 右の図は、アメリカ精神医学協会(DSM-5)によって分類されたもので、学校現場ではこれら3つの障害や困難さに関心が高まっています。

